

## 議事要旨(5) 財務諸表表示専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、財務諸表表示専門委員会において、IASBから公表されているIFRS第5号を改訂する公開草案「廃止事業」とディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対するコメントを検討している旨が説明された。引き続き高津研究員より、公開草案「廃止事業」の概要及びコメントの方向性について説明が行われた。

説明の後、委員からの発言等は次のようなものであった。

- 廃止事業の定義が、IASBとFASBでは現状異なっているという点は公開草案ではどのように考えられているのか。  
この点について事務局から、現在、IASBとFASBは共同のプロジェクトとして廃止事業の定義を検討しており、このプロジェクトが完了すれば廃止事業の定義に関する両者の基準間の差異は解消するとの説明があった。
- 本日のコメント文案について、第5項のただし書きで、「合理的な配分が必要になると考えられる」としているが、合理的な配分が必要ではない場合もあり得るので「合理的な配分が必要になる場合がある」とすべきではないか。また、公開草案の移行規定についてはコメントする必要はないのではないかと考えるが、この点、専門委員会においてさらに検討すべきではないか。
- 廃止事業についての開示項目について、公開草案第33項(a)(ii)では「廃止事業を構成する資産又は処分グループを売却費用控除後の公正価値で測定したことにより認識した税引後損益」とあるが、ここでいう公正価値は資産及び負債の公正価値をいうのか、それとも廃止事業の将来キャッシュ・フローを含んだ公正価値を指しているのか。  
この点について事務局から、指摘の部分は、IFRS第5号が売却目的保有の非流動資産について、帳簿価額と公正価値（売却費用控除後）とのいずれか低い金額で測定する会計処理を定めていることに係る部分であるが、廃止事業で生じる将来キャッシュ・フローに基づく公正価値ではなく、関連する資産及び負債の公正価値のことを指していると考えられるとの説明があった。また、事務局から、将来的に日本基準での対応を検討するにあたっては、ここでの公正価値の内容については先方の意図を把握したいと考えているとのコメントがあった。
- 取得時に売却目的保有に分類される子会社を連結することについて、日本においては経営者の意図を尊重しており、売却が意図されている子会社をわざわざ連結するというのはASBJの基本的な考え方とも相違しているのではないか。  
この点について事務局から、国際会計基準等では一時所有であってもオンバランスすることが規定されており、ASBJでも、会計基準のコンバージェンスの一環としてSPE専門委員会での検討項目とされているとの説明があった。

これらの意見を踏まえ、引き続きコメントの文案について検討を行うこととされた。

以上